

第46回岡山地方裁判所委員会議事概要

1 開催期日

令和元年11月5日（火）午後3時

2 開催場所

裁判所大会議室

3 出席者

別紙第1のとおり

4 議事等

(1) 前回のテーマ（裁判員制度）に関する補足説明

別紙第2のとおり

(2) 今回のテーマ（民事訴訟手続のIT化）に関する意見交換

別紙第3のとおり

(3) 次回のテーマに関する意見交換

別紙第4のとおり

(4) 次回期日

追って指定

(別紙第1)

出席者

委員	有	本	耕	平
同	生	野	考	司
同	池	田	宏	行
同	上	野	和	也
同	岡	田	雅	夫
同	小	浦	美	保
同	坂	本	万	明
同	寺	田	光	寂
同	名	合	弘	治
同	野	上	あ	や
同	松	島	幸	三
同	万	殿	純	子

(五十音順)

(別紙第2)

《前回のテーマに関する補足説明》

事務担当者

前回の委員会において裁判員候補者になった時点での守秘義務についてのコメントがあった方が良いのではないかという御意見，御感想を頂きました。この点につきまして，岡山地方裁判所における実情を少し補足説明させていただきたいと思えます。

まず，現在岡山地方裁判所では，個別の裁判員裁判事件で裁判員候補者に選ばれた方に対して，裁判員等選任手続期日をお知らせするに当たり，各種書類を送付しております。

その中で，「裁判員候補者に選ばれた方々へ」というものがございます。まず，これが裁判員候補者の方に最初に読んでいただく基本的なものということになります。この中で，裁判員候補者になったことを公にしてはいけないという趣旨を注意喚起するとともに，休暇を取ったり，相談をしたりするために会社の上司，同僚，及び家族に話をしたり，書類を見せたりすることについては問題がない旨説明しております。この「裁判員候補者に選ばれた方へ」の1枚目の下の欄で，「ご注意ください！」と囲まれている部分がそれに当たります。

さらに同封する書類の中に「裁判員制度ナビゲーション」というものがございます。先ほどの「裁判員候補者に選ばれた方々へ」より，更に詳しく裁判員制度を知りたいという方に読んで頂くものとして用意しております。この中にも裁判員候補者に選ばれたことを上司，同僚及び家族に話をしても良いですかという点についてQ&A方式で説明を行っております。43ページになりますが，Q&Aコーナーというのがございまして，そのQの二つ目のものがその説明に当たります。

これ以外にも毎年10月に翌年度の裁判員候補者名簿を作成しますが，それが作成された後に裁判員候補者名簿に記載された方に対して，名簿に記載された趣旨を

お知らせする文書を送付しております。その文書の中に、「よく分かる！裁判員制度Q&A」がございます。これは主な疑問点について問いと答えで説明をしているものです。この中に裁判員になったことを家族や親しい人に話しても良いのですかとか、上司に裁判員あるいは裁判員候補者になったことを話しても良いのですかということをQ&A方式で説明を行っております。37ページから40ページまでがその説明に当たります。

裁判員候補者になった時点での守秘義務についての説明の実情は以上のとおりになります。この点につきまして、更に裁判員候補者の方に送付する説明書類を増やすということも考えられますが、先ほど「裁判員候補者に選ばれた方々へ」について説明させていただいたとおり、当初から裁判員候補者の方にかなりの量の書類を送付していますので、これ以上、増やすとなるとかえって裁判員候補者の方が混乱するおそれもあるのではないかと考えております。これらの書類を読まれたとしても、やはり疑問などお持ちの方もおられると思っており、そのような方につきましては、担当者が丁寧に電話などで説明することによって適切に対応していきたいと考えております。

(別紙第3)

《今回のテーマに関する意見交換》

委員長

今日は、民事訴訟手続のIT化というテーマで、是非皆さんの御協力をお願いしたいと思います。

それでは、まず最初に今お話がありました裁判所の担当のほうから、意見交換をする前に御説明を頂き、その後、皆さんからの活発な意見を頂きたいと思います。それではよろしく申し上げます。

【裁判所からの説明】

事務担当者

資料に基づき説明

委員長

ありがとうございました。市民の立場からする議論と法曹、弁護士や裁判官の立場からの議論と少し意見が違うのではないかという気がしますが、それぞれ地の着いたところから御発言いただきたいと思います。主として、これは弁護士、裁判官にとってかなり負担になるのではないかという気がしますが、できたらその辺りから御発言いただいて、その後、市民の皆さんから、法曹以外の方からの意見を伺えればと思うのですが、いかがでしょうか。

A委員、どうでしょうか。口火切り役でお願いできますか。

A委員

先ほどの設例は典型的で事案としては単純なものを想定していたかと思うのですが、実際にやった場合、例えば証拠あるいは書面も非常にボリュームがある事件も

あり得るのですけれども、そういったものについて紙でやらないで本当に十分検討ができるのだろうかという不安を私自身は持っていますし、裁判官におかれても十分な検討をしていただけるのかどうかという漠然とした不安が今のところあります。例えば、先ほどの設例は通帳何ページかでしたけれども、事案によっては膨大なカルテとかもあり得ます。こういったものについて十分検討ができるのか、その情報が漏れないのかどうかとか、そういったことも今後これが始まるに際して不安なところの一つであります。

委員長

ありがとうございました。聞きながら思ったのですが、これはウェブ会議でやらないということについて、原告や被告に選択権というのはあるのですか。つまり、この事件は絶対にウェブ会議だとか、何かそのような基準はあるのでしょうか。それを教えていただければと思うのですけど。

事務担当者

フェーズ1というところでスタートしていくウェブ会議は、現行法を前提に行うことになっています。現在、現行法を前提に、一番最初に見ていただきました電話会議を行っていますが、その電話会議を行うかどうかは、当事者双方の意見を聴いた上で裁判所が決めます。通常は当事者双方の了解のもとに、一方の遠方におられる方を電話で行うということでやっております、ウェブ会議になったとしても当事者双方の意見を聴いた上で行うということは現行法と同じ扱いになります。

委員長

それからもう一つお伺いしたいのは、本人訴訟というのがありますよね。そういう場合に、今御説明があったようなことは普通の方にできるのかどうか、すごく不安なのですが、その点はどんなふうになるのでしょうか。分かっている範囲で結構

ですけれど。

事務担当者

実際にまだ始まっておりませんので、どうなるか定かなことは言えませんが、現行法では、まず電話会議というのをやっておりますが、電話会議も基本的につなぐ先は弁護士事務所になります。ですから、現状、電話会議を使っているのは弁護士が付いておられる事件ということになります。当事者本人の家などでは、電話をつないだ先がどういう状況か分からないし、誰がいるのかも分からない状況なので、現状では、ほとんど本人訴訟では電話会議は使われていないと認識しております。その点は、ウェブ会議が始まっても当面は同じような扱いになるのではないかと思っております。

委員長

ありがとうございました。せっかくA委員に御発言いただきながら脇にそれまして申し訳ないです。今お話にあった、先ほどの設例だと確かに預金通帳だけですから、非常にスムーズに行くように見えるのですが、医療関係の事件だとかそういうことになると本当にそれで上手くいくのかどうか、とても不安ですよ。

A委員

先ほど選択権があるというふうに言われていましたけど、恐らくそれは私の理解だとフェーズ1に限っての話で、将来的には完璧なIT化を目指しているのしょうから、その段階になると当事者の意見を聞いてということにはならないように感じるのですが、いずれそういう制度設計になるのではないかなと思っております。その点はどうなのでしょう。

事務担当者

そういった点も含めて御意見をお聞かせいただければと思います。

委員長

議論する前提の情報がまだ随分不足しているような気がするので、こういうことについてもっと聞きたいということが多分おありではないかと思うのですが、各委員の方から、思いつきでも何でも結構ですので御発言いただければと思います。いかがでしょうか。

B委員

今の例ですと余りメリットがないかなと思います。もうやらないで十分ではないかなと思いますし、それから通帳の黒塗りの部分も出してほしいと言ったとしても、その場で、はいというふうには行かないと思います。そこで決められるような状況が多分少ないのだと思います。だから、やはりウェブ会議を使うのも一つの方法で非常に有用であることは分かります。ですから、通常の当事者双方出席の弁論準備と電話会議に加えてウェブ会議を当面はやってもらいたいと思います。

それから議論の出発点で民事訴訟の裁判手続のIT化は不可避だということですが、やはり日本には司法文化というものがあるわけですからITを使うから進んでいるという発想自体おかしいのではないかと思います。やはり裁判所が間に入ることによって解決案が作られていくという、ここが大事なのです。選択肢がないというのは、これは管理社会につながっているのではないかと思います。私は非常に恐怖というか危惧するところです。大雑把な感想ですけど言わせていただきました。

委員長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

C委員

このIT化の流れは大体変わらないと思うのですが、裁判すること自体の時間的なものは、どちらにしても実際には余り変わりはないのではないかと思います。その中で裁判所としてのメリットというのは、期日指定だけがメリットなのか、他にメリットがあるのか教えていただければ参考にはなりそうです。

委員長

いかがでしょうか。つまり裁判所にとってのメリットはどういうことがありますか。

事務担当者

メリットとして言われておりますのは、当事者双方が出頭しないでもいいということになれば、期日はスムーズに入るようになるという点がまず一つあるのと、あと、今訴訟記録が膨大になっているので、その保管をどうするかという問題があるところ、全てペーパーレス化して電子記録で保管という話になると、その辺の負担とコストが大幅に削減されるとか、手数料等についても、今印紙とか切手とか、そういうものでやり取りしていますけど、全て電子決済で済むようになるということもございます。先ほどの審理の期間が結局変わらないのではないかという点については、せっかくウェブ会議が使えるようになるのであれば、今まで指摘されてきた審理が長期化する、裁判は長いというところも、このシステムが導入されたことを契機にもっと効率良くできるようにならないかということも含めて運用をどうしていくのが一番いいかというところを裁判所全体で考えていきたいと思いますという段階にあるところでございます。

具体的にどうしたら一番いいかというところがぼんやりしている状況にあるために、裁判所も実際にウェブ会議というようなものをみんなが日頃から使っているわけではなく精通しているわけではないので、どういう活用の仕方が世の中に

あって、どうすると裁判というものがより効率よく進むようになるかというところの参考にさせていただきたいという意味で様々な御意見を賜ればというところでございます。

D委員

先ほどA委員も言われたのですが、記録を電子化すると見やすい、持ち運びしやすいというところはある反面、今までの法律家のスタイルというのは膨大な記録を鉛筆などでラインマークを引きながら準備をし、そういう仕事のスタイルで弁護士も裁判官もやってきたと。では、その記録を持ち運びしなくていい、それで同じような仕事ができるかという、私の想像だと、例えば今電子書籍というのがありますよね。私なんか全然使っていないのですが、ああいうのを見ながら必要なところをピックアップしたりラインマーカーを引いたり、あるいは他と関連付けたりという、そういう仕事のスタイルを変えないと、薄いタブレットに一つ全部入っている記録を見ながらお互いにやり取りするところまでは行かないという意味では、確かにその途中の段階としては電子化した記録の一部はやはり紙でお互いに見ながら準備したりというところで、完全に電子化といっても、そういう作業になるまでにはかなり想像したよりも早くできると考えられているのだろうなど。

ただ膨大な記録を持ち運びしなくて済むというところは、今聞いておられる弁護士の皆さんもそうですし、裁判所も記録を全部管理しなければいけないスペースを準備し、整理しなければいけないところが、もう少し簡略になるというところで、大分負担は減るのではないかなというふうに思います。以上です。

委員長

ありがとうございました。他の委員の皆さんはいかがでしょう。

E委員

今朝、商工会議所で、アメリカの西海岸のシリコンバレーと東京など4か所ぐらいをつないで情報交換してきたばかりなのですが、その中で、やはりシリコンバレーの方が今日のニューヨークタイムズで今朝のという話をされまして、ドローンを使って元恋人のところに爆弾を落としたというのですね。一般の方がドローンを使って手を打ってやることもできると。会議所の中で、ドローンを使った新しいビジネスモデルをどう作るのかという議論をする中で、そういう話題が入ってきたのですけど。今申し上げたように、多くの地点を一遍につないでいくということは非常に効率良く作業はできるのではないかと思います。

今説明されたようなテレビ会議で、大きい60インチぐらいのテレビを2台置いて、片方には証拠になるわけではないですけどテキストを映しながら、片方はライブで相手の顔が見えているということで、一般家庭の中で、先ほど多地点を結ぶという仕組みはいいと思いますね。だから非常に合理的にできると思います。ただ、一般家庭で、それだけの装置を入れていけるかと、今見ただけで証拠の通帳を映し出すことと、それからもう一つの2人の映像を画面二つに分ける、ああいう仕組みというのは絶対的に必要で、ウェブカメラはもちろん、今時カメラはみんなついているわけですけど、そういうものも入れたりすると、一般家庭で一生に1回か2回あるぐらいのために、それだけのものをそろえるかという、そういう問題面もあるのですね。

だから装備の問題と、それを操作していくオペレーションする力、もう一つはITリテラシーと言われますけど、こういうのが進まない、まだまだ問題があると思うのですが。また、本人訴訟が非常に多いという話もこの前の勉強会で出てきまして、50パーセントが本人訴訟で、あと50パーセントが代理人がついているのですか。そういった50パーセントの方が今言ったような装備とかITリテラシーがあるかという、これも定かではないわけですし、IT化というのは、やはり最後尾を走ってきている方々に照準を合わせてやる、そういう選択肢は持っておかないと、不平等というか、そういうものは発生するかなと思います。

委員長

不平等というよりも裁判を受ける権利そのものがなくなってしまうということですね。他にいかがでしょうか。

C委員

先進事例としてアメリカ、シンガポール、ドイツ、韓国、イギリスと書いてあるのですが、こういうところというのは完全にIT化されたようなところでされているのでしょうか、それともまだいろいろ問題を抱えながらやっているのか、その辺のところはどういうふうに分けられているのでしょうか。

委員長

これは、私も質問したかったのですが、先進事例が一体どうなっているのか。アメリカは相当多くの市民も自由にパソコンとかインターネットを使いこなしているようには見えるのですが、それでもやはり貧富の格差もあるし、本当にそうなのか、少し疑問に思います。

事務担当者

詳細はこちらも把握しているわけではありませんので概要だけ。今のところ、こちらで聞いている限りでは、例えばアメリカですと、アメリカも連邦裁判所や州の裁判所と、いろいろありますが、州の裁判所になると州によって大分違うようですが、連邦裁判所ではオンラインの申立てのほうはかなり進んでいるとは聞いています。あと主張書面とか証拠書類をデジタルで提出するということは進んでいるというふうには聞いてます。ただ法廷が全部、今言ったとおりウェブ法廷としているというのは、どこの国もそこまで完全なIT化というところには至っていないと認識しております。韓国にしてもシンガポールにしても、いずれも申立てをオン

ラインで、事件管理も電子化しているところもあれば、そうでないところもあるというふうに聞いています。

やはり裁判所に一切出てこなくていいというようなところまでは、まだ行っていませんし、現行の、日本の議論も、今商事法務研究会で有識者による議論がされていますが、現状の議論を見る限りでも一切法廷に出てこなくていいと、全部IT、ウェブ会議でやりますという前提では議論されていない。先ほどおっしゃられたとおりデジタル・ディバイド、ITについての知識、機械等を持たない国民の方々は多数おられますので、やはりウェブ会議も一つの選択肢として捉えられているというふうに今議論は進んで、それもどこまで場所を許容するかとか、どういう場面で認めるかとかいうのは、まさに法改正に向けて議論がされているという状況というふうに認識しております。

委員長

ありがとうございました。C委員、今の話を前提として何か御発言がありましたらどうぞ。

C委員

お話を聞く限りでは、やはり最初に他の委員が言われてるところ、そういうふうに完全に固定されたら困るというのも確かなので、全体的にはこれがあるという方向に流れるのは仕方のないことだと思うので、ITのそれで裁判ができますよという方向に行かれるのは、私は全然問題ないと思っております。ただ、選択肢だけは必ず、実際に先進的な国でも非常に問題を抱えてやってこられているのでしたら、それこそ参考にしながらやっていかれたらいいと思いますけどね。

委員長

そうですね。いかがでしょうか。私が気になるのは、今出ているのですが、負

担がどれだけ出るのかという話は余り出ていないですよ。例えば裁判所の職員にいろいろ負担が出てくるのではないかと思いますし、目に障害のある方はウェブというのはとても苦手ですよ。特に弱視の人はすごく困るだろうと思うのですよ。

そういう負担あるいはマイナス点も、もっともっと挙げて検討していく必要があるのではないかなという気がしていますけれど。そういうことを含めて、本当に思い付きで結構ですので、いろいろ御発言をいただきたいと。これは政府が決めることなので、裁判所で幾ら言ったとしてもどうしようもないのですけれど。国民的議論もほとんどなく、唐突に民事訴訟手続のIT化の話が出ましたけれど、そういう話が出てきて皆さんがついてくるのかどうか非常に疑問があるのですが、そういう疑問を是非打ち出していきたいなと思いますので、積極的に御発言をお願いしたいと思います。

B委員

私は全面的に反対というのではなくて、やはり選択肢の一つということで賛成なのですが、法テラスでもそうなのですが、今日もそうですが、やたらとカタカナ書きが多いのです。どうして日本語を使わないのかと。括弧で訳してもらうのは我々は非常に負担感があるし、我々の生活に馴染んでいますね。我々は別に英語が母国語ではありませんので、どうして英語やローマ字を使うのかと。法テラスは法務省ですから、やたらとやっているのですよね。いつも文句を言うのですけれども、必ず括弧を入れてほしいという。それがやはり裁判所でも重要ではないかなと。でないと使いこなせません。こういう負担感がまずありますよね。

それから、我々みたいな、ある程度年配の弁護士は事務員に頼んではいけない。それからA委員の話では、弁護士会等でもやっているのですが、逆に若い弁護士はできるので事務員は要らないのではないかと。事務員が失業するなんていうようなことも議論されている。

A 委員

今のお話を少し補足しますと、最終的な運用では期日調整などもウェブ上、このシステム等を利用してやることになることも想定されているみたいなのですが、今、今は期日調整などは電話やファックスを使ってやっていますから、各事務所の事務職員を通じて、裁判所側では書記官を通じて調整することも結構多いですけども、ウェブ会議になると、例えばアカウントの問題で弁護士だけがシステムを使うのだとすると、今まで事務員がやっていたことを私らが引き取るということで、笑い話では事務職員は要らないのではないかという話になるのですが、僕らの仕事が増えるだけじゃないかということで、何でもかんでも弁護士がやらなければいけないとすると、それはそれで私らの効率も逆に落ちると。そういった細かな制度運用はどうなっていくのかといったところも、少し不安を覚えています。

F 委員

私が勤めているところでは会議の資料などはできるだけ紙を使わないようにということで、それは環境への配慮に向けた動きなのですが、ペーパーレスというのはそういういい面もあるので、たくさんの紙を持たないというのも、もしかしたら今後裁判所に求められていくかもしれないと思います。それからへき地に住まわれている方とか、そういうところでお仕事をしたい弁護士にとっては、とてもいい制度だというのは、これは間違いないと思いますし、扱うのが難しい面ももちろんありますけれども、セキュリティーの高いシステムさえ存在していれば、あとはきちんとつながるウェブの環境さえあれば、恐らくできることなのだろうと思いますので、実現はかなり容易ではないか、仕組みとしては容易ではないのかと思っています。

あと交通費ですね。それもかからなくなるので、結局裁判を利用しやすくなる面もあるだろうと。ただ手続でウェブ会議を使うと満足度が高まるというお話がありましたけど、満足度が高まる面もありつつ、例えば全部がウェブ化してしまったときに裁判のあり方みたいな、本当にあるのかしらという、そういう素朴な疑問はあ

りまして、先ほど来あります裁判所で何かするというようなことも、きちんと残していかないと、何となく便利にはなったけれども余り心に響かない裁判になっても困るなど、そのようには思います。

委員長

ありがとうございました。今のは、だから選択権を認めてということですよ。前提としてね。確かに自動販売機みたいにコインを入れたら判決が出てくるみたいなことになると、変なことになってしまいますからね。ほかにいかがでしょうか。

G委員

今のF委員の意見に付け足しというか、前向きな意見で述べさせていただきたいと思います。当社もやはりずっと稟議、融資などは紙でやっております、支店の中の金庫は紙だらけという状態だったのですけれども、何年か前に稟議決裁については全部ウェブでするようになりました。ただ、そのときにはみんな大反対、猛反対でした。こんなものできるかと。先ほどおっしゃったように資料を用意する全ての決算書などを読み込んでという膨大な作業がありましたが、それを何年も続けていき、最近はおっ便利だなというふうに思うようになりました。ですので、やはり地道に続けていくと便利なところも、利点も出てくるので、今こういうふうな状態で皆さんが余りメリットが感じられないと思っているものでも、やっていけば多分メリットのほうが大きくなって、先ほどおっしゃったように費用であるとか、セキュリティなどもそれに応じてバージョンアップしていく必要もありますけども、全体としてはペーパーレスであるとか費用であるとか、そういったメリットのほうが大きくなって、みんながそれをやっていくようになれば、制度としてはいいのではないかと思います。

委員長

全然メリットがないとは私も思いませんけれど、少し急ぎすぎじゃないかという気がしますが。

D委員

G委員に教えていただきたいのですけれども、社内の稟議とか決裁のみならず、例えば融資するかしないかの面談とか交渉とか、そういうのを画面を使って相手とやるとか、そういう場面でウェブ会議のシステムなりタブレットを通して、面談ではなくて遠距離でそういうやり取りをやるとかいうようなことというのは、されているのでしょうか。

G委員

それは本部と営業店ということですかね。

D委員

それもそうですし、むしろ営業店と融資申込者とか顧客です。

G委員

その点については、銀行はフェイス・トゥー・フェイスで、お客様とお話をして、そのお客様の情報をもって社員が稟議書をつくって本部に掛け合うという、そういった形になりますので、実際現場ではやはり口頭でやる形になります。

D委員

対面でやるわけですね。

G委員

はい、そうですね。

委員長

先ほど手が挙がったH委員。

H委員

先ほどの話だと稟議書などを社内で共有されてシステムが定着しているということなのですが、私のほうのところは、システム導入後のコスト、費用が負担となって続きませんでした。やはりどうしてもそういうシステムを運用していく上ではデータ量も増えますし、通信等もデータが増えるということで、どんどんシステムを増強していかないとはいけませんし、そうすると運用プラス増強のコストというものがかさんできまして、コスト面でなかなか運用が続いていきません。ペーパーレスになって、5年ぐらい続いたのですが、最初は文句が来ました。検索システムのようなものがあり、稟議書なども前回は誰が通ってやると、そういうものを検索して資料なども見えるということで、慣れてくるとある程度好評ではあったのですが、なかなかシステムのアップデートができないとか、そういう問題があって現在は紙に戻ってしまったというようなことがありました。

私どものほうでは施設の申請手続、特に大きな工事は電子入札を行っており、入札書類やその添付書類は全部電子化されています。小さな工事については、やはり中小企業の方の入札が多いので、紙で行っています。大きな公共事業については電子入札制度ということでやっております、そのような施設の申請手続は電子化が定着しています。

ですが、施設の申込みについても当然紙などそういったものも受け付けておりますので、そういう電子化という流れをこれから進めていく上で、それ以外のものについても残していった電子化を進めていただければ、よりいいものになっていくのではないかと思います。それと先ほど申しあげましたようにコストがすごくかかりますので、途中で方向転換ということにならないようにやっていただければ

と思っております。以上です。

委員長

はい、ありがとうございました。先ほどG委員から顧客との話はフェイス・トゥー・フェイスで、その前にB委員からも、例えば黒塗りをクリーンにするということについては、実際そんなに簡単にできないよという話がありましたけれど、裁判官の方にこれは聞いてみたいのですけど、法廷で原告や被告らの表情を見て判断するという事はないのでしょうか。つまりウェブでももちろん画面には出ますけれど、顔だけだったり、いろんな体の動きがあると思うのですよ。そのあたり、I委員、できたらお願いしたいのですけど。

I委員

やはり実際ありますね。IT化を進めていくことは進めていくのですけど、実際今テレビ会議とかで手続をやっていることもあるのですけれども、それよりも対面のほうがやりやすいなと正直思うときもあるので、そういう意味では、ここぞというときは直接会いたいなと思ったりというのは、正直なところあったりするのですが、ケースであったりタイミングであったり、それに応じて適切な使い方をしていくということになるのかなというふうに思います。

委員長

ありがとうございました。少しそういうことが気になったものですから。他にいかがでしょうか。

D委員

J委員に聞きたいのですけど、新聞社、今現場の記者が記事を書いて、それは紙ではなくてメールとか何かで送って、例えば編集長が添削して送り返すとか、場合

によっては、一つの画面で送ったのをその場で直すとか、そういうやり取りというのはやっているのでしょうか。そこは分かりますか。

J 委員

弊社の場合、昔は記者クラブというところで仕事をして会社に送ってということでしたけど、今は当然ネット環境さえあれば、どこでも仕事はできます。文字はそういうことで、画像、写真についても、かつてはフィルムでしたけど今はデジタルカメラ、これもどこからでも送れるということですので、記者自身はそれぞれ写真を撮って記事を書いて、送る場所はどこからでも送れて、それを受け手が本社にいてデスクの役職の人間がそれを手直しして価値判断をしていくということ、システムとしては非常に簡単なものです。私が入社した頃はパソコンがワープロでしたけれども、今はパソコンを使いますが、記事を書く上でワープロを使っているのと基本的には変わらない作業で、写真がフィルムがデジタルになっているところが変わったところですね。

先ほどG委員が言われましたけど、我々の活動も、お会いして信頼関係を築いてということで、人と人との関わりの中で行っていくものですので、IT化というのは手段としてはありますけれども、基本は人と人です。少し話がそれるかもしれませんが、最近、記者の中には、当社がというわけではないですけど、業界の中ではSNSで情報を集めるということがあって、これについては賛否あります。京都アニメーションの事件が先般あったと思うのですけれども、そのときに亡くなられた方の実名、匿名ということもあったのですけれども、そもそもなかなか特定できないということ、公表がなかなかされなかったということがあって、その間にある大手紙の中でSNSで亡くなられた方、呼びかけて、名乗りを挙げてくださいと。ただ、そこにはきれいな文面で呼びかけているのですけれども、それが炎上の対象になって、結局マスゴミなどと言われることがあるのですけれども。きれいごとを言っているけど、結局直接取材に行くと、嫌がっている人間にするのかと

というようなこともあって、かなり炎上したこともあるのですね。取材の方法については、そういったSNSで広く呼びかける手法が以前はなかったことですが、多分このシステムはクローズのシステムだと思うのですけれども、一般的にいうITというのは、いつでも、どこでも、誰でも利用できるというものでしょうから、クローズなシステムとオープンなシステムとで違うと思いますけれども、そういった取材の手法も変わってきていて、炎上したということも最近ではありました。

委員長

他に御意見はいかがでしょうか。

J委員

ウェブ会議を利用しているかということであると、弊社ではそういったことはしておりません。先ほどから、いろいろ論点が出ていると、セキュリティーとかコストとかいろいろあると思うのですけれども、やはりITを導入すると、それに伴う機材とか運用とかメンテナンスとか、そういうシステムの改善とかということで、多分そのための部署が各裁判所にできるのではないかと想像するのですけれども、本来、機器によって効率化するはずのことが、かえってそういった部署、システム部といいますか、そういったものを新たに作っておかないと対応できないのだと思うのですけれども、かえって組織が肥大化するおそれもあるのではないかと。

これだけの機材をワンセット、ツーセット置いて、これが多分幾つかシステムとしては置くようになるのだと思うのですけれども、それを運用して改善していったことをやる部署が多分できると思うので、導入するに当たっては組織の肥大化を招かないようにすることが大切ではないかなと。先ほど資料が電子化されるとペーパーレス化で、その資料が非常に管理がしやすくなるのではないかという話もあったと思うのですけれども、結局それも電子データですので、なくならないようにきちんと管理していくことが大事でしょうから、そうするとまたそのための人も

要るようになって、目に見えない電子化していったものをきちんと管理していく、多分そのスペアになるものももうワンセットないと、一つ保存するだけでは済まないと思いますので、そういったものが漏れないようにきちんと管理するとなると人手も要ると思いますので、その辺を注意すればいいのではないかなと思います。

委員長

ありがとうございました。今、J委員がお話になった部署が増えるということ聞いて何か、民間の企業でそういう経験はおありですか。

G委員

弊社の場合は、もともとシステム部というところがありまして、そこが統括して作業をしておりますので、新たな部署というものはないのですけれども、やはり負担はかなり増えているというふうに聞いています。

委員長

それは物理的な負担ですか。

G委員

はい。例えばバックアップを日に2回必ずとって。

委員長

精神的負担もありますよね。

G委員

そうですね。それ担当の人もつきますし、先ほどH委員がおっしゃったように、ランニングコストというのもやはりどんどん上がって、一度始めるとやめられなく

なるという問題が非常にあると思いますので、始めるに当たっては先のことまで考えてする必要はあるかと思います。

委員長

そのほか、E委員はどうですか。

E委員

商工会議所は保守的で電子化というのはあまり進んでいないのですが、今クラウドという仕組みがありますよね。アマゾンという会社は世界の流通を牛耳っていますが、ポイントはデータセンターのビジネスを相当世界的に展開をして、データセンターの売上げが多くなっている。手元にそういったデータを置かずに、アマゾンとかそういうところの業者のクラウドとかのデータセンターに預けてしまう。そこにバックアップも当然何箇所かをとっているというようなことで、アウトソーシングして、そういったクラウドの仕組みを使うとかデータセンターを使うというところでリスクを回避していけるということはあるかと思います。

委員長

なるほどね。

A委員

先ほどの議論に関連した質問ですけれども、つい先日、新聞で最高裁といますか裁判所が古い著名な事件の記録を普通の保存期間のルールに従って廃棄していたことが分かったというのを新聞で見ました。例えば生存権の訴訟ですね。別に裁判所としては特別なことをしたつもりはなくて通常の記録の保存期間の運用に従って処理をしているだけで何も悪いことはしていないという認識なのでしょうけれども、事件記録が電子化されるレベルまで行きますと、そういう事件記録の保存期間とい

うことも余り考えなくてよくなってくると思うのですよね、保存のスペースの問題ですね。先ほどのコストの問題は、この記録の保存期間の議論に今後影響していくのでしょうか。

事務担当者

こちらはまだ検討中なので詳細は分かりません。ただ議論の中では、e事件管理というところで記録をデータ化してIT化しましょうというのがありますので、当然記録の保存をどうしていくか、何年やるのかというところも今後検討されていくのだらうと思います。おっしゃったとおり、データが膨大になってくると、いつまでも全部とっておけるのかという話になってきますので、そこは多分それも踏まえて、データの場合は何年保存しましょうとかいう議論になるのではないかなと。これも飽くまで推測ですけど、そのようなところでしかお答えしようがない状況です。

委員長

いずれにしても、それは国会で決めるわけですよね。裁判所で決めるのですか。

事務担当者

多分、記録の保存に関しては裁判所の規則などで決まっていくのではないかと思います。

委員長

弁護士の人数は増えましたが、どの弁護士もこういうIT化に対応できるのか本当に不安なのですけど。その点、感想でも結構ですので伺えたらと思います。

A委員

例えば弁護士会自体も全くIT化していないかという点、そうではなくて、弁護士会内で委員会活動として各種会議を弁護士会でやっていますけれども、少なくとも数年前ぐらいから、どんどんペーパーレス化していこうという議論があります。私が委員長をやっています民事委員会も、私が委員長になってからペーパーレス化して全てメーリングリストで配信したりして、私自身がどんどん進めていっているほうです。私も紙の資料が本来は好きではないので、ただ訴訟記録ということになると本当に緻密な検討も必要になるので紙で欲しいのですけれども、そこまで求められない会議では正直、この地裁委員会のものもメールで配信してもらえれば、普段、私はノートパソコンを各種会議に持って行って仕事をしている派なので。こういったものも情報が公開されて制度設計が皆さん共有できるレベルになれば、私は何とかついていけるほうなのだろうと思いますけれども、そうでない方も恐らくいると思います。

弁護士会はいまだに公式な連絡は会員ごとに設けられているボックスへ文書配布かファックスのいずれかというふうに決められているのですけれども、以前メールでの公式連絡ができないかということも何度か検討されましたけれども、メールを使いきれない人がいるというような話で、話が持ち上がるたびに、それが立ち消えていくということですので、全員が全員というのは少し難しいのではないかなというふうに思っています。そうは言えない状況ですけれども。

委員長

私の質問は、今の点もあるのですが、経費的な面で、こういうシステムに対応できない弁護士事務所もあるのではないかと。それは心配ありませんか。

A委員

これ自体、そう高額ではないのではないかなと私は認識しています。例えば、私は大型のデスクトップとノートパソコンは既に持っていますし、あとソフトを入れ

ればいいだけなのかなというふうに思いますし、ノートパソコンを使っていない人も、それくらいは買ってくださいと。

B委員

もちろん法テラスはペーパーレスです。ただ、私も準備対応できるのですが、中にはできるかどうかというか、絶対にしないという頑固な弁護士がいますね。ただ、こういう人たちも、もうこうなりましたからといえば、それなりの対応は恐らくできると思います。少し話がずれるのですけれども、法テラスのほうで、これを導入すると、またバージョンアップしてお金がかかります。実は法テラスが大変なことに5月になりまして、システムに不具合が生じたのですね。そのリスクが伴いますし、莫大な費用がかかりますね、変えると。それから、法テラスはどうしてどんどんバージョンアップしていつているかといったら、人員を減らしたいのですね。限られた予算ですので、どんどん業務を簡易化していますから、やはり財務省のほうに人員を減らさないかと。だから裁判所にお願いしたいのですけれども、事件管理をされるのであれば、職員の方を余り減らさないようにしていただきたい。今非常に懇切丁寧にやっけていただいているので、サービスが変わりますので、それは配慮していただけたらありがたいなと思います。

委員長

これは、そうしますとは言えませんがね。国家政策で公務員減らしがありますから。K委員、何か御意見がありましたら。

K委員

ユーザーの観点からすると、やはり使い慣れてくれるのはありがたいことだなというふうに、それ以外にデメリットというのは余り分からなかったのですが、ただおっしゃるように御指摘もありましたけど、証拠調べ自体は原本でやられるので

しょうから、そこは特に心配はしていませんけれども、やはりユーザー側としては情報の管理は非常にしっかりしていただきたいなというのがあります。通常の慣例のやり取りだけにとどまる話でしたら、私も安心して活用したいと思いますけど、プライベートのコアな部分にかかるような話ですと、どうかなというところです。

そういう場合に、書面を使った場合と電子過程でやった場合と記録はどんな形で進められるのかなという、このあたりのところも少し気になりました。そうやってPDF化されてデータ化されて結構リスクな場面にさらされるのかなと考えると、やはりどういう使い方をするにしても情報管理をしっかりしないといけないと思います。裁判所の場合はそのような問題が発生することはないでしょうから、一番信頼はしているのですが、そこは非常に気になるところです。ただ、ユーザーとしてはいろんな選択肢があるのはいいことかなと思って私は聞いていました。

委員長

今PDF化という話が出ましたけれど、確かに普通の場合だと書き換えということがあるわけですね。PDFにするというのは、そんなに手間がかかることではないですか。

A委員

PDFにすること自体はそう手間ではないのですが、PDFも容易に追記ができますから、ワープロ打ちしたものに、その上にPDFで追記をしてしまうと、それこそ本当に違いが分からないので、今まで以上に真偽性を見極めるのは難しいのではないかなという気がいたします。先ほど証拠調べは原本で行うのでしょけどというお話がありましたけど、原本で行われるのかどうかも代理人としては不安ですね。先ほど通帳をその場で提示する場面がありましたけれども、あれが本物かどうか、あれで本当に分かるのかということも、少し不安でしたけど。

委員長

確かに言われてみるとそうですね。ありがとうございました。こうやって話してみると分からないことが多すぎて賛成も反対もなかなか言いにくいような状況にあるのが現状のような気がします。ただ、これは別に裁判所が推進しているわけではなくて政府がやっているわけですね。先ほど、この検討委員会も内閣官房に置かれているという話で、そこら辺、少し何か不安でもありますし、もっとやはり早く国民に情報をオープンにして大きな議論をしないといけないのではないかなという気がするのですが。何か弁護士会でもそのような情報は共有されていないのですか。

A委員

弁護士会でも日弁連での議論の状況あるいは裁判所から提供された、先ほど用いていたソフトの仕様のマニュアルですとか、そういったものはもちろん会員には周知といいますか回されています。ただ、実際にまだ運用は始まっておりませんから、個々の会員の認識レベルとしては、実際に始まったときに勉強しようという程度で、あまり読んでいない方もいるのではないかなと。そういう方が多いのではないかなというふうに思います。ただ、そういう状況も変えていかなければいけませんから、来年、年明けに会員の集まる会がありますけれども、そういったところで、これとアメリカのことなどを取り上げて会員向けの周知を図っていくとか、その後も各種機会で会員の理解を高めていく努力はしていこうというふうに思っています。

委員長

こうやって議論してまいりましたが、もう大体議論は出尽くしたのかなという気がするのですが、皆さん、どうしてもという御意見がなければ、これで締めたいと思います。それでは、今日の議論は皆さんの御協力のおかげでいい議論ができたと私自身は思っております。これを是非裁判所の中でもいろいろ御検討いただいて意見を言うなり何なり、是非お願いをしたいというふうに思っております。どうもあ

ありがとうございました。

(別紙第4)

《次回のテーマに関する意見交換》

委員長

それでは次回のテーマについて、何か皆さんのほうから御提案がありますでしょうか。裁判所のほうからは危機管理というテーマを挙げられていますが、危機管理とはどういうことですか。

事務担当者

危機管理も裁判所のほうではたくさんございますが、いわゆる全国的に言われています裁判所内での安全確保の関係を考えています。岡山の裁判所でも入庁検査を10月から始めたところがございます。そういった裁判所の全体の安全確保というところもありますし、あとはこの機会に災害時対応ということで、地震であったり、今は本当に台風どころか豪雨災害というのが毎年のようにありますから、岡山についても昨年の7月には倉敷で豪雨災害があったことを踏まえて、そういったときにどのように裁判運営をしていくのかということを考えてみるのもよいのではないかと、まだテーマを実は絞り切れてはいたのですが、大きく危機管理ということで考えております。以上でございます。

委員長

という御提案ですが、よろしいでしょうか。皆さんから特に御意見がなければ、次回は危機管理ということで、当日までには是非絞っていただいて意見交換がしやすいようにしていただければと思います。それでは会議の御協力ありがとうございました。以上で終わらせていただきます。